

# 社会福祉法人 横浜共生会 職員給与規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜共生会就業規則（以下「就業規則」という。）第51条に基づき、就業規則第3条第1項第1号に規定する職員の給与に関し必要な事項を定めたものである。

## (給与の種類)

第2条 職員の給与は、本俸及び手当とする。

2 本俸は、本人給と職能給を合わせた基本給に職能加算給を合わせたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、その他職務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊業務手当、資格手当、処遇改善加算手当、ベースアップ等加算手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、宿直手当、夜間勤務手当、期末手当、特別手当及び退職手当とする。

## (給 与)

第3条 給与は、就業規則第33条第1項に規定する勤務時間における勤務に対する報酬として、その月額を支給する。

## (本俸表)

第4条 本俸表は、別表第1とする。

2 本俸には、別に定める確定拠出年金制度規程第5条にいうライフプラン基準額が含まれるものとする。このため、職員が確定拠出年金の加入者となることを選択した場合、当該職員の本俸は、前項の規定にかかわらず、本俸表の額から確定拠出年金の掛金を控除した額となる。

## (資格区分)

第5条 新たに職員となった者の学歴及び免許等の資格の適用については、別表第3に定める区分による。

## (初任給の決定等)

第6条 新たに職員となった者の本俸は次により決定する。

(1) 本俸は、別表第4の初任給基準表及び別表第5の経験年数換算表により計算する。

但し、36歳以上の者への経験年数表の適用は、その前歴を35歳を最終年限とし計算する。

(2) 専門職または管理職等の本俸は、学歴、職歴及び経験年数を勘案し、理事長と本人との合意の下に決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、または一の職務から同じ職務の級の初任給を異にする他の職に移った場合における号級は直上給料額の号級とする。

## (職務の等級)

第7条 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は理事長が定める。

2 職員の属すべき職務の等級は、前項に規定する分類基準及び理事長が定める等級別資格基準その他の基準に従い決定する。

3 第1項に規定する職務の等級の基準となる標準的な職務の内容は、別表第12に定める等級別標準職務表による。

(定期昇給、特別昇給、昇任・昇格)

- 第8条 職員が現に受けている号級を受けるに至った時から1か年を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号級に昇給させることができる。
- 2 就業規則第10条に基づき役職の昇格又は降格が行われた場合、現に受けている等級の上位又は下位の等級を適用することができる。
  - 3 管理職に昇格することになった職員は、現に属している号級にかかわらず、別表第13の職務給基準表を適用する。但し、すでに基準表を上回った号級の場合は現行を適用する。
  - 4 職員の本俸額が、その属する職務の級における本俸の幅の最高額である場合にはその者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
  - 5 第1項に規定する昇給は、予算の範囲内で行うものとする。
  - 6 第1項から第3項及び年度途中採用の場合の昇給が行われる時期は4月とする。
  - 7 第6項に関わらず、新規採用職員の初回昇給時期は、採用年度に3ヶ月以上勤務した場合に翌年度4月とし、3ヶ月未満の場合は翌々年度4月とする。

(給与の支給方法)

- 第9条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとする。ただし、期末手当、特別手当及び退職手当については別に定める。
- 2 給与は支給日を定めて支給する。ただし定めた支給日が休日又は土曜日にあたるときはその前日に支給する。支給日は、翌月の15日とし、期末手当、特別手当及び退職手当については別に定める。
  - 3 給与は直接本人に通貨で支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。
  - 4 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給により給与額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。
  - 5 職員が離職(就業規則第16条、第17条、第20条の規定に基づき職員が職員でなくなることをいう。以下同じ。)したときはその日まで給与を支給する。
  - 6 前項の規定に関わらず、職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
  - 7 前各項の規定による日割り計算の基礎は22日分の1とする。

(管理職手当)

- 第10条 管理職手当は管理又は監督の地位にある職員のうち、職務の特殊性に基づき理事長が指定する職にある者に対して支給する。
- 2 管理職手当の額は別表第13に定める。

(その他職務手当)

- 第11条 その他職務手当は、主任及び作業所所長・チーフ等、別表第14に定めるその他の職にある者に対して支給する。
- 2 その他の職務手当の額は別表第14に定める。

(扶養手当)

- 第12条 扶養手当は、扶養親族のある者に対して支給する。
- 2 前項に規定する扶養親族とは、生計の糧がなく健康保険被扶養者基準に該当する者で、主としてその職員の扶養を受ける次に掲げる者をいう。
    - (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

- (2) 18歳以下の子及び孫及び弟妹（ただし、18歳に達した年度の3月31日まで）
  - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 心身に著しい障がいがある者
- 3 扶養手当の額は別表第6の額とする。
  - 4 新たに職員になった者又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、その職員は直ちに第1号様式による扶養親族届及び記載内容を証明する添付書類を提出しなければならない。
    - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき
    - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき
  - 5 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、第12条第4項に関わらず、その者が職員となった月から開始する。扶養親族のない職員、又は扶養手当を受けている職員に更に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始して、扶養手当を受けている職員が離職した場合においてはその者が離職した日、扶養手当を受けている職員が前項第2号に掲げる支給要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日に属する月（その日が月の初日であるときはその前月）をもって終わる。
  - 6 職員が、月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、その月の扶養手当は支給しない。

#### （住居手当）

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（賃貸を含む。）を借り受けている職員。ただし職員宿舎を使用する者については除外する
  - (2) その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者並びに世帯主でない職員がその所有にかかる住宅の債務を負っている期間。
- 2 住宅手当の月額額は別表第7の額とする。
  - 3 新たに職員になった者又は職員が第1項各号の要件を具備するに至ったとき、あるいは変更があったときは、直ちに第2号様式により住居届を提出しなければならない。
  - 4 住居手当の支給は、新たに職員になった者には、第9条第4項の規定に関わらず、その者が職員となった月から開始する。職員が新たに支給要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月から開始して、住居手当を受けている職員が更に前項に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定し、住居手当を受けている職員が離職した場合においてはその者が離職した日の属する月（その日が月の初日であるときはその前月）をもって終わる。
  - 5 職員が、月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、その月の住居手当は支給しない。

#### （通勤手当）

第14条 通勤届は、実際の通勤距離が2km以上の者を対象に、その月額額は次の区分により支給する。

- (1) 交通機関を利用して通勤する職員には1か月の通勤定期券の額、定期券を発行していない場合は利用区間について通勤往復22回分の額とし、所得税法による通勤手当の非課税限度額を限度とする。ただし交通機関の利用が月あたり3分の2を下回る場合は第1項第2号を適用することとし、また職員居宅より1km以内で交通機関の乗換の生じる分は通勤手当の対象としない。
- (2) 自動車等を利用して通勤する職員は、最も経済的かつ合理的と認められる道路を利用し通勤するも

のとして、別表第8の額とする。

- 2 新たに職員となった者が、前項各号の要件を具備するに至ったとき、あるいは職員が通勤経路もしくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があったときは、直ちに第3号様式により通勤届を提出しなければならない。
- 3 通勤手当の支給は、新たに職員になった者には、第9条第4項の規定に関わらず、その者が職員となった月から開始する。職員が新たに支給要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を受けている職員に更に前項に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定し、通勤手当を受けている職員が離職した場合においてはその者が離職した日、通勤手当を受けている職員が、前条の支給要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその前月）をもって終わる。
- 4 職員が、月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

（特殊業務手当）

- 第15条 特殊業務手当の支給率は別表第15に定める。なお、第4条第2項の規定にかかわらず本条で取り扱う本俸には確定拠出年金制度規程に定める掛金を含めるものとする。
- 2 職員が、月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、その月の特殊業務手当は支給しない。

（資格手当）

- 第16条 資格手当は別表第16に基づき、該当する職員に支給する。
- 2 職員が、月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、その月の資格手当は支給しない。

（処遇改善加算手当）

- 第17条 障害者総合支援法及び介護保険法に基づく「処遇改善加算等」を算定する場合は、対象となる職員に処遇改善加算手当を支給する。
- 2 手当の額の計算及び支給方法等については別に定める。

（ベースアップ等加算手当）

- 第18条 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金並びに介護職員処遇改善支援補助金並びに福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等（以下、「ベースアップ等加算手当」という）を、見込額の範囲内に応じて、対象となる職員に法人が個別に定めた額を支給する。
- 2 ベースアップ等加算手当等の一部を、一時金として支給する場合がある。
  - 3 支給額については、交付額並びに支援加算額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当）

- 第19条 就業規則第38条の規定に基づき、勤務時間外又は休日に勤務を命じられた職員には、時間外勤務手当又は休日勤務手当を、それぞれ次の計算により支給する。なお、第4条第2項の規定にかかわらず本条で取り扱う本俸には確定拠出年金制度規程に定める掛金を含めるものとする。ただし就業規則第37条第1項の規定により休日を振り替えたときは、休日勤務手当は支給しない。なお、深夜勤務手当

は時間外手当及び休日手当を併給できる。

$$(1) \text{ 時間外勤務手当} = \frac{\text{本俸} + \text{特殊業務手当} + \text{その他職務手当} + \text{資格手当} + \text{処遇改善加算手当} + \text{ハ・ス・アップ等加算手当}}{168} \times \text{時間外勤務時間数} \times 1.25$$

$$(2) \text{ 休日勤務手当} = \frac{\text{本俸} + \text{特殊業務手当} + \text{その他職務手当} + \text{資格手当} + \text{処遇改善加算手当} + \text{ハ・ス・アップ等加算手当}}{168} \times \text{休日勤務時間数} \times 1.35$$

$$(3) \text{ 深夜勤務手当} = \frac{\text{本俸} + \text{特殊業務手当} + \text{その他職務手当} + \text{資格手当} + \text{処遇改善加算手当} + \text{ハ・ス・アップ等加算手当}}{168} \times \text{深夜勤務時間数} \times 0.25$$

2 前項に関わらず、1か月60時間を超える時間外労働に対する時間外勤務手当の掛け率は1.50とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第20条 前条の規定は、深夜勤務手当を除き、管理職手当の支給を受ける課長以上の職員には適用しない。

(宿直手当)

第21条 就業規則第39条の規定に基づき宿直を命じられた職員には別表第9に定める宿直手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第22条 職員が所定就業時間として、午後4時から午前9時までの間に勤務した場合、表第10に定める夜間勤務手当を支給する。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員で、次に掲げる職員以外の職員に対して、基準日別に6月25日及び12月25日（以下、この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日に在籍しない者は除く。

また6月の期末手当の基準期間を12月1日から5月31日とし、12月の期末手当の基準期間を6月1日から11月30日とする。

(1) 基準日に休職中の者（就業規則第13条第1項各号の規定に該当して休職している職員をいう。以下、同じ。）

(2) 基準日に出勤停止中の者（就業規則第32条第3号に規定する出勤停止されている者をいう。以下、同じ。）

(3) 基準日に育児休業中又は介護休業中の者

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸、管理職手当、その他職務手当及び扶養手当の月額合計額に別表第11に定める割合を乗じた額に、基準期間率を乗じて得た額とする。なお、第4条第2項の規定にかかわらず本条で取り扱う本俸には確定拠出年金制度規程に定める掛金を含めるものとする。

3 前項に規定する基準期間を算出するときは、職員としての在籍期間とし、その算定については休職者及び出勤停止者であった期間、育児休業者であった期間、介護休業者であった期間及び計7日を超える欠勤期間（業務上の傷病による者を除く）を除算する。

- 4 期末手当の算定対象期間において育児短時間勤務を取得したとき、1か月ごとに5%の減額を行うものとする。復帰した場合は、5%カットしない。

(特別手当)

第24条 職員には、職員の勤務成績を勘案し、年間で本俸額の1か月分を上限とし、予算の範囲内で特別手当を支給することができる。

- 2 特別手当の額及び支給する方法については、予算の範囲内で理事長が別に定めるところによる。

(退職手当)

第25条 職員が退職したときは、在職中加入した横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業規定及び独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済法の定めるところにより退職金を支給する。

(業務上・外の傷病給付)

第26条 職員が、業務上の傷病による療養期間中は、労働災害補償保険法に定めるところによるものとする。また業務外の傷病による場合は、政府管掌健康保険法に定めるところによるものとする。

(給与の減額)

第27条 職員が就業規則第30条に規定する欠勤をしたときは、その欠勤1日につき本俸及び手当の22分の1を減算して支給する。

- 2 職員が就業規則第31条に規定する遅刻、早退等をしたときは、その遅刻又は早退等1時間につき本俸及び手当の168分の1の給与額を減算して支給する。なお、第4条第2項の規定にかかわらず本条で取り扱う本俸には確定拠出年金制度規程に定める掛金を含めるものとする。

- 3 職員が就業規則第46条第2項から第4項による不就労、又は同第48条第2項による育児短時間勤務を取得したとき及び第49条第3項による介護短時間勤務を取得したときは、前第2項に準じて給与額を減算して支給する。

- 4 前3項における手当は、特殊業務手当とする。

(給与の端数計算)

第28条 本俸及び手当の額に1円未満の端数を生じた場合は本俸及び手当ごとにその端数を四捨五入する。

(委任規定)

第29条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成7年3月26日から施行する。

- 2 一部変更 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

- 3 一部変更 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

- 4 給与取扱等細則(平成7年3月26日制定)を廃止し本規程に統合する。この規程は平成10年4月1日から施行する。

- 5 一部変更 この規程は平成10年4月1日から施行する。

- 6 一部変更 この規程は平成11年4月1日から施行する。

- 7 一部変更 この規程は平成15年4月1日から施行する。

- 8 一部変更 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 9 一部変更 この規程は平成19年7月1日から施行する。
- 10 一部変更 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 11 一部変更 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 12 一部変更 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 13 一部変更 この規程は平成25年1月1日から施行する。
- 14 一部変更 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 15 一部変更 この規程は平成28年4月1日から施行する。
- 16 一部変更 この規程は平成28年12月1日から施行する。
- 17 一部変更 この規程は平成29年1月1日から施行する。
- 18 一部変更 この規程は平成29年10月1日から施行する。
- 19 一部変更 この規程は令和3年10月1日から施行する。
- 20 一部変更 この規程は令和4年2月1日から施行する。
- 21 一部変更 この規程は令和4年10月1日から施行する。